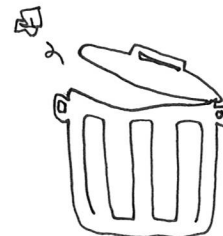


書類の保管期間



いつもお世話になっております。

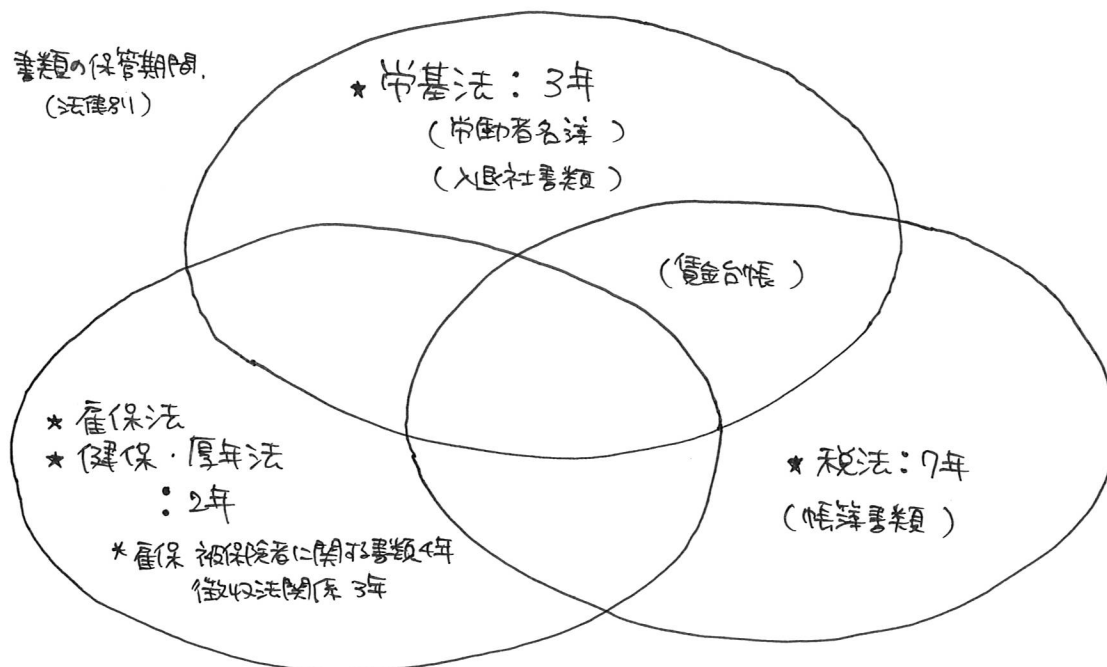
新年度を迎え、最近 居室の整理をしました。

半年前には 捨てられなかったものも捨てることができ、定期的な断捨離の必要性を感じる一日でした…。

ただ、捨てては いけないモノも確かにありますよね。

今回は事業所における書類等の保管期間についてです。

書類の保管期間
(法律別)



主だった法律、原則年数は 以上のようになります。

それぞれ時効年数などを根拠に決められていますが、賃金台帳のように ひとつの書類でも その内容により 労務書類であり 会計書類 であるという性質のものは 法律によって 保管期間が 異なってきます。

長いほうの期間に合わせて 保管して下さい。